

令和2年8月20日招集

令和2年第9回登米市教育委員会
8月定例会議議案

登米市教育委員会

令和2年第9回登米市教育委員会 8月定例会議議事日程

日 時 令和2年8月20日（木）午後1時30分
場 所 中田生涯学習センター 学習室

- 1 出席点呼
- 2 開会宣言（開会 午後 時 分）
- 3 前回までの教育委員会会議録の承認
- 4 教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
日程第1（報告第17号）一般事務報告について
- 6 議 事
日程第2（議案第34号）登米市立学校の廃止について
日程第3（議案第35号）教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について
（登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について）
日程第4（議案第36号）令和元年度一般会計歳入歳出決算に対する意見聴取について
日程第5（議案第37号）令和2年度登米市学校給食の実施回数等の特例に関する規則の制定について
日程第6（議案第38号）登米市土曜日等学習教室評価検証委員会委員の委嘱について
日程第7（議案第39号）登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について
- 7 次回教育委員会定例会議開催日時
令和2年9月 日（）（午 時 分）
- 8 閉会宣言（閉会 午後 時 分）
- 9 その他
(1) 7月の生徒指導状況について
(2) その他
- 10 散 会（散会 午後 時 分）

報告第17号

教育長の一般事務報告について

登米市教育委員会会議規則（平成17年教育委員会規則第3号）第23条の規定により、定例会議に報告すべき一般事務報告を別紙のとおり報告する。

令和2年8月20日提出

登米市教育委員会

教育長 高橋富男

議案第34号

登米市立学校の廃止について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第3号の規定により、下記の幼稚園を廃止することについて承認を求める。

令和2年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋富男

記

1 廃止する幼稚園の名称及び位置

| 名称 | 位置 |
|-----------|------------------|
| 登米市立豊里幼稚園 | 登米市豊里町小口前41番地1 |
| 登米市立石越幼稚園 | 登米市石越町北郷字長根136番地 |

2 廃止日 令和3年3月31日

議案第35号

教育に関する事件の議案に係る意見の聴取について（登米市立学校設置条例の一部を改正する条例について）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について「異議ない」旨回答する。

令和2年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋富男

議案第36号

令和元年度登米市一般会計歳入歳出決算に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、登米市長から意見を求められた別添について「異議ない」旨回答する。

令和2年8月20日提出

登米市教育委員会

教育長 高橋富男

議案第37号

令和2年度登米市学校給食の実施回数等の特例に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項第2号及び登米市教育長に対する事務委任規則（平成17年登米市教育委員会規則第6号）第2条第1項第3号の規定により、下記のとおり制定することについて議決を求める。

令和2年8月20日提出

登米市教育委員会

教育長 高橋富男

記

令和2年度登米市学校給食の実施回数等の特例に関する規則

（令和2年度における学校給食の実施回数の特例）

第1条 令和2年度における登米市教育委員会の所管に属する小学校、中学校及び幼稚園の学校給食の実施回数は、登米市学校給食費徴収規則（平成17年登米市教育委員会規則第50号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、教育課程の変更等特別の事情があるときは、当該実施回数を変更することができる。

(1) 小学校

ア 1年生から5年生まで 154回

イ 6年生 150回

(2) 中学校

ア 1年生及び2年生 148回

イ 中学校3年生 142回

(3) 幼稚園 154回

（令和2年度における学校給食費の額の特例）

第2条 令和2年度における学校給食費の額は、規則第5条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、前条ただし書の規定により学校給食の回数を変更したときは、当該変更後の回数に規則第5条第1項各号に規定する1食当たりの額を乗じて得た額（別表第1備考4の表中第3階層から第5階層までの第1子については、当該変更後の回数に同項各号に規定する1食当たりの額を乗じた額を2で除して得た額）とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 小学校

ア 1年生から5年生まで 年額41,000円

イ 6年生 年額40,000円

(2) 中学校

ア 1年生及び2年生 年額49,000円

イ 中学校3年生 年額47,000円

(3) 幼稚園

ア 別表第1中第2階層から第6階層まで 年額37,000円

イ 別表第1備考4の表中第3階層から第5階層までの第1子 年額18,500円

(令和2年度における学校給食費の納入の特例)

第3条 令和2年度における学校給食費の納入は、規則第6条第1項の規定にかかわらず、小学校及び中学校にあっては当該年度の6月から翌年3月までの10月に、幼稚園にあっては当該年度の4月及び6月から翌年3月までの11月に分割して行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

登米市土曜日等学習教室評価検証委員会委員の委嘱について

登米市土曜日等学習教室評価検証委員会設置要綱（平成 28 年教育委員会訓令第 8 号）第 3 条第 2 項の規定により、登米市土曜日等学習教室評価検証委員会委員を下記のとおり委嘱するものとする。

令和 2 年 8 月 20 日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋富男

記

任期：令和 2 年 9 月 2 日～令和 3 年 3 月 31 日

| No. | 氏名 | 性別 | 構成区分 | 所属等 | 新・再 | 備考 |
|-----|--------|----|----------------|---------------|-----|-----|
| 1 | 千葉 純也 | 男 | 市立学校の教職員 | 佐沼小学校教頭 | 新任 | — |
| 2 | 皆川 和義 | 男 | 市立学校の教職員 | 東和中学校教頭 | 再任 | — |
| 3 | 萩田 隆児 | 男 | 市学び支援コーディネーター | 学び支援コーディネーター | 再任 | 中田町 |
| 4 | 熊谷 久夫 | 男 | 市学び支援コーディネーター | 学び支援コーディネーター | 再任 | 東和町 |
| 5 | 阿部 直子 | 女 | 市学び支援コーディネーター | 学び支援コーディネーター | 再任 | 石越町 |
| 6 | 小野寺 公子 | 女 | 市学び支援員 | 学習教室支援員 | 再任 | 中田町 |
| 7 | 石川 みつこ | 女 | 市学び支援員 | 学習教室支援員 | 再任 | 迫町 |
| 8 | 佐藤 攻 | 男 | 市立学校に通う児童等の保護者 | 土曜日等学習教室保護者代表 | 新任 | 東和町 |
| 9 | 米谷 甚市 | 男 | 市立学校に通う児童等の保護者 | 土曜日等学習教室保護者代表 | 新任 | 登米町 |

議案第 39 号

登米市教育委員会の事務事業等に関する点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行ったので、別添のとおり議会に提出する。

令和2年8月20日提出

登米市教育委員会
教育長 高橋富男